

広報かさい 水道・ごみ特集号

■ 平成26年1月から水道料金を平均約10%値下げ

p2

■ 下水道に衣類などを流さないでください	p3	■ 平成26年4月から指定ごみ袋が半額になります	p 8
■ 漏水にご注意ください	p3	■ 狂犬病予防接種と犬の登録のお知らせ	p 8
■ 水道料金・下水道使用料の早見表	p4	■ 住宅用太陽光発電システム設置補助金の受付をしています	p 8
■ 新旧水道料金表と水道料金・下水道使用料の計算方法	p5	■ ふるさと加西の貴重な自然・生きものを大切に	p 9
■ 平成26年4月からごみの分別・出し方を変更します	p6	■ 美しい環境を守るために下水道につなぎましょう	p10
■ 生ごみの減量について	p7	■ 下水道の井戸水併用家庭の届出人数について	p10

■ 加西市内に生息する希少種（写真上段左から、ミズトラノオ、ガガブタ、キキョウ／中段左から、オニバス、カキラン、ノハナショウブ／下段左から、サギソウ、カタクリ、トキソウ）



平成26年1月から水道料金を平均約10%値下げ

加西市は、平成26年1月から水道料金の基本料金と使用水量に応じてお支払いただく従量料金を、家庭用・業務用など全ての用途を平均して、約10%値下げしました。2年前の料金改定とあわせて約20%の値下げになります。

改定内容について

- ①家庭用の基本水量を2か月あたり16m³から10m³に引き下げました。
- ②基本料金・従量料金のすべての単価を値下げしました（平均約10%の値下げ）。

旧料金（2か月につき）		(円) 税抜						
区分	基本料金 0～16m ³	従量料金（1m ³ 当たり）					101m ³ ～	
		17～ 20m ³	21～ 40m ³	41～ 60m ³	61～ 100m ³	～		
家庭用	2,500	155	188	213	247	282		

新料金（2か月につき）		(円) 税抜						
区分	基本料金 0～10m ³	従量料金（1m ³ 当たり）					101m ³ ～	
		11～ 20m ³	21～ 40m ³	41～ 60m ³	61～ 100m ³	～		
家庭用	1,410	141	169	199	231	263		

※家庭用以外の料金表は5ページをご覧ください。

ご家庭の水道料金が安くなります

水道料金は基本料金と使用水量に応じてお支払いただく従量料金で決まります。また、使用水量ごとに従量料金が決まっているため、ご家庭の使用状況により、今回の値下げの率（額）はそれぞれ違います。

ケース1

2か月で10m³使用の場合



例) 1人住まい

2か月で1,140円安くなります。

ケース2

2か月で40m³使用の場合



例) 4人家族
(使用水量の少ない家庭)

2か月で710円安くなります。

ケース3

2か月で80m³使用の場合



例) 6人家族

2か月で1,340円安くなります。

※消費税5%込みで計算しています。

(使用水量の目安) 例えば・・・

○加西市の一人一日当たりの平均使用水量は約188lです。2か月で1家庭当たり約35m³になります。

○1分間水の出しつづなし 0.012m³ (12l)

○湯船いっぱい 約0.3m³ (300l)

水道料金の安さは北播で3番目

加西市には、水源となる大きな河川がなく、兵庫県などから水道水を買っています。また、市の面積に比べて水道を使う人も少ないという状況から、他市に比べ水道料金は割高となっていますが、今回の料金値下げにより2か月で40m³を使用した場合、北播6市町中で3番目となりました。

※家庭用で40m³/2か月
を使用した場合

近隣地区の水道料金比較

順位	地区名	水道料金（税込）
1	A	5,040円
2	B	5,250円
3	加西市（新料金）	6,510円
4	C	6,825円
5	D	7,119円
6	E	7,350円

【問合先】 上下水道お客様センター ☎8795 FAX84545
業務管理課 ☎8791 FAX2558 gyomu@city.kasai.lg.jp

下水道に衣類などを流さないでください

最近、衣類などが下水道へ流れ込み、マンホール内のポンプが詰まる故障が多発し、高額の修繕費が必要となっています。下水道は何でも流せるものではありません。

ルールを守らないと下水道管が詰まったり、ポンプが壊れてしまったりして、みんなが迷惑します。日常生活に欠かせない下水道を快適に利用できるよう、より一層のご協力をお願いします。

下水道へ流せないものと下水道管への影響

▼必ずトイレットペーパーを使いましょう。

→下水道管が詰まってしまいます。



※写真はポンプ場で異常があり、点検したときの写真です。
左) 衣類等が詰まって動かなくなったポンプ
右) 詰まっていた衣類（紙おむつ）

漏水にご注意ください

最近、宅内の水道配管の老朽化等により漏水が多発しています。長い期間、漏水に気づかないケースも見受けられます。漏水の早期発見のために、日頃から検針のお知らせや水道メーターの確認をお願いします。

敷地内の見えない所での漏水は、次の方法で調べましょう。

（漏水の発見方法）

①宅内の蛇口を全部閉めてください。

（散水栓、給湯器、水洗トイレなどからも水が出ていないことを確認してください）

②メーターボックスの中の水道メーターのふたを開けてください。
パイロットマークが、少しでも回転していれば宅内のどこかで漏水している可能性があります。

③漏水箇所がわからなくても、漏水していることが確認できた場合は、加西市の水道事業指定給水装置工事事業者（市ホームページに掲載）へ調査・修理を依頼してください。



水道メーターを含む道路側の水道施設は加西市が管理しますが、宅内側の水道施設はお客様の管理となります。宅内側で発生した漏水に係る水道料金及び修理費用はお客様のご負担になります。

漏水時の料金減免制度について

漏水していた場合、早期に修繕いただき、大切な水道水を少しでも節約することを目的として、料金減免制度を設けています。水道メーターより宅内側で漏水していた場合などは料金が減免となることがあります（ただし、蛇口の閉め忘れ等お客様の不注意による場合は、減免の対象となりません）。

【問合先】 上下水道お客様センター ☎8795 FAX84545
業務管理課 ☎8791 FAX2558 gyomu@city.kasai.lg.jp
上下水道課 ☎8796 FAX2558 suido@city.kasai.lg.jp

水道料金・下水道使用料 早見表 (平成26年1月1日改正)

家庭用

使用水量(m³)	水道料金(円)	下水料金(円)	合計(円)
0～10	1,480	3,000	4,480
11	1,620	3,000	4,620
12	1,770	3,000	4,770
13	1,920	3,000	4,920
14	2,070	3,000	5,070
15	2,220	3,000	5,220
16	2,360	3,000	5,360
17	2,510	3,000	5,510
18	2,660	3,000	5,660
19	2,810	3,000	5,810
20	2,960	3,000	5,960
21	3,130	3,200	6,330
22	3,310	3,410	6,720
23	3,490	3,610	7,100
24	3,670	3,820	7,490
25	3,840	4,020	7,860
26	4,020	4,230	8,250
27	4,200	4,430	8,630
28	4,380	4,640	9,020
29	4,550	4,840	9,390
30	4,730	5,050	9,780
31	4,910	5,250	10,160
32	5,090	5,460	10,550
33	5,260	5,660	10,920
34	5,440	5,860	11,300
35	5,620	6,070	11,690
36	5,800	6,270	12,070
37	5,970	6,480	12,450
38	6,150	6,680	12,830
39	6,330	6,890	13,220
40	6,510	7,090	13,600
41	6,710	7,310	14,020
42	6,920	7,530	14,450
43	7,130	7,750	14,880
44	7,340	7,970	15,310
45	7,550	8,190	15,740
46	7,760	8,400	16,160
47	7,970	8,620	16,590
48	8,180	8,840	17,020
49	8,390	9,060	17,450
50	8,590	9,280	17,870
55	9,640	10,370	20,010
60	10,680	11,460	22,140
65	11,900	12,760	24,660
70	13,110	14,050	27,160
80	15,540	16,650	32,190
90	17,960	19,240	37,200
100	20,390	21,840	42,230

業務用(口径13mm)

使用水量(m³)	水道料金(円)	下水料金(円)	合計(円)
0～20	4,090	3,000	7,090
21	4,270	3,200	7,470
22	4,440	3,410	7,850
23	4,620	3,610	8,230
24	4,800	3,820	8,620
25	4,980	4,020	9,000
30	5,860	5,050	10,910
35	6,750	6,070	12,820
40	7,640	7,090	14,730
45	8,680	8,190	16,870
50	9,730	9,280	19,010
60	11,820	11,460	23,280
70	14,240	14,050	28,290
80	16,670	16,650	33,320
90	19,090	19,240	38,330
100	21,520	21,840	43,360
150	35,330	36,850	72,180
200	49,140	51,870	101,010
250	62,940	70,980	133,920
300	76,750	90,090	166,840
350	90,560	109,200	199,760
400	104,370	128,310	232,680
450	118,170	150,830	269,000
500	131,980	173,350	305,330
550	145,790	195,870	341,660
600	159,600	218,400	378,000
650	173,400	240,920	414,320
700	187,210	263,440	450,650
750	201,020	285,960	486,980
800	214,830	308,490	523,320
850	228,630	331,010	559,640
900	242,440	353,530	595,970
950	256,250	376,050	632,300
1,000	270,060	398,580	668,640
1,100	297,670	443,620	741,290
1,200	325,290	488,670	813,960
1,300	352,900	533,710	886,610
1,400	380,520	578,760	959,280
1,500	408,130	623,800	1,031,930
2,000	546,210	849,030	1,395,240
2,500	684,280	1,074,250	1,758,530
3,000	822,360	1,299,480	2,121,840

※1か所2か月につき・消費税5%込み。

※口径13mm以外の業務用については、上記の金額に13mmとの基本料金の差額を加えた金額から3,540円を差し引いた金額が料金の目安となります。

※早見表は市ホームページ(<http://www.city.kasai.hyogo.jp/>)にも掲載しています。

新旧水道料金表と水道料金・下水道使用料の計算方法

水道料金表(1か所2か月につき・消費税抜)

区分	基本料金	従量料金(1m³当たり)					
		0～16m³	17～20m³	21～40m³	41～60m³	61～100m³	101m³～
家庭用	2,500	155	188	213	247	282	
業務用(口径別)	13mm 20mm 25mm 30mm 40mm 50mm 75mm 100mm 125mm	4,180 5,020 15,080 20,860 27,320 52,800 78,780 92,180	基本料金	188	213	247	282
公会堂用	900			213			
湯屋用	17,600	基本料金		213			
臨時用	14,640	基本料金		376			

※消費税を含んでいませんので、算出した金額に消費税率を乗じて得た額(10円未満切捨て)が水道料金になります。

下水道使用料表(消費税抜)

今回下水道使用料の改定はありません。

右表には消費税を含んでいませんので、算出した金額に消費税率を乗じて得た額(10円未満切捨て)が下水道使用料になります。

料金表

区分	基本料金	従量料金(1m³当たり)					
		0～20m³	21～40m³	61～100m³	101～200m³	201～400m³	401m³～
一般用	2,860	195	208	247	286	364	429
浴場用	2,860				195		
臨時用	7,800				442		

新料金表の計算方法

(例) 下水道に接続されている一般家庭が2か月で40m³水道水を使用した場合

①新水道料金

0m³から10m³までの10m³分	「基本料金」欄の金額	1,410円
20m³までの10m³分	「従量料金の11～20m³」欄の単価×使用水量	141円×10m³ = 1,410円
40m³までの20m³分	「従量料金の21～40m³」欄の単価×使用水量	169円×20m³ = 3,380円
	消費税額(100分の105)	= 310円
	水道料金(10円未満切捨て)	6,510円

②下水道使用料

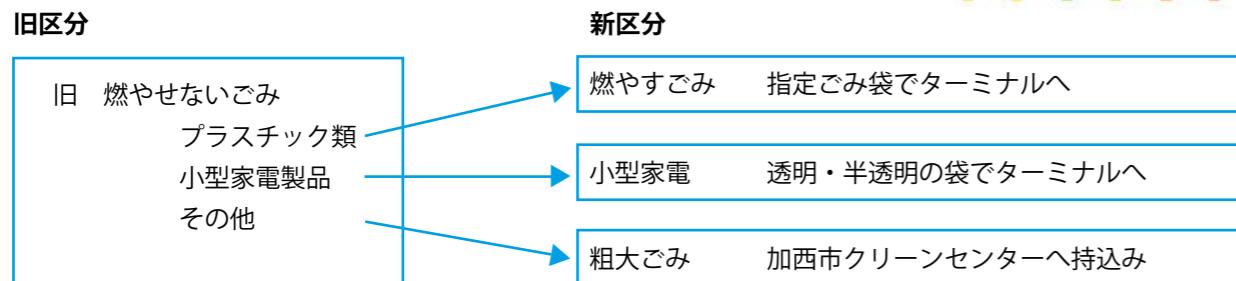
0m³から20m³までの20m³分	「基本料金」欄の金額	2,860円
</tbl

平成26年4月からごみの分別・出し方が変更になります

加西市の家庭から出る燃やすごみをターミナル回収し、小野クリーンセンターへ持込み、焼却処理することによって
加西市クリーンセンター焼却炉の維持管理費を削減します。

このことにより、平成26年4月1日から、ごみ分別方法・加西市クリーンセンターへの持込み方法等が次のとおり、
変更になります。

■ごみ分別方法の変更点



主な変更点は次のとおりです。

・約30cm以内で指定ごみ袋に入るプラスチック類は燃やすごみ				
例 CD	使い捨てライター	歯ブラシ	洗濯バサミ	プラスチックハンガー など
・約30cm以内で指定ごみ袋に入る電気・電池で稼働する家電製品は小型家電				
例 デジタルカメラ	USBメモリ	ヘアドライヤー	ゲーム機	懐中電灯 など
・約30cm以上および約30cm以内でも素材が混合しており、分離できないものは粗大ごみ				
例 傘	ほうき	かなづち	空気入れ	など

■加西市クリーンセンターへの持込み方法等の変更点

燃やすごみは加西市クリーンセンターへ持込むことができなくなります。

燃やすごみは決められたターミナルへ出してください。

燃やすごみを持込み処理したい場合、小野クリーンセンターへ有料で直接持込むことができます。

資源（小型家電含む）・埋立・粗大ごみは加西市クリーンセンターへ有料で直接持込むことができます。

粗大ごみ処理手数料が10kg当り130円から90円へ変更になります。



持込む前にきちんと分別し、クリーンセンター内では職員の指示に従って、各自ごみを降ろしてください。

生ごみの減量について

燃やすごみの約4割は生ごみです。次のような習慣を身につけて生ごみを減らすようにしましょう。

- 買いすぎに注意 ・・・ 買い物前に冷蔵庫等をチェックして、重複買いをしないようにしましょう。家計の節約にも、ごみ減量にもつながります。
- 食べ切れる量の料理 ・・・ 計画的に献立を考え、必要な分だけ食材を買い、余らないようにしましょう。
- 料理の工夫 ・・・ 料理が残った場合、アレンジして別のおかずとして食べるよう工夫しましょう（「余りもの 使い回し レシピ」でネット検索すると、いろんなレシピが載っています）。冷・解凍しても風味があまり変わらないものは冷凍し、後日、おかずの一品として食べましょう。
- 水切りをしっかりと ・・・ 指定ごみ袋に入る前に、しっかりと水切りすることで、腐敗・悪臭を軽減し、重さも減らせます。
- 生ごみ処理機器等を使う ・・・ 生ごみ減量促進のため平成26年4月以降、次のとおり補助金額を拡充します。

品目	規格	補助金（変更前）	補助金（変更後）
コンポスター容器	100ℓ以上	2,500円	購入金額の50%以内で、補助金限度額は4,000円
生ごみ処理容器	—	購入金額の50%	変更なし
生ごみ処理機器	能力1日または1回につき500g以上	購入金額の50%以内で、補助金限度額は30,000円	購入金額の50%以内で、補助金限度額は40,000円

※1世帯（同居世帯は1世帯とみなす）につき、コンポスター容器及び生ごみ処理容器2基、生ごみ処理機器1基とする（100円未満切捨て）。

新しい取り組み

- 剪定枝のリサイクル ・・・ 加西市クリーンセンターに持込まれている剪定枝は年間約350tあります。現在、土がついていない剪定枝は焼却処分していますが、これを堆肥化し利用することによって、廃棄物量を減らし環境負荷を軽減するよう取り組みます。
- 小型家電のリサイクル ・・・ 平成25年4月から施行されている小型家電リサイクル法に従って、回収した使用済小型電子機器から有用金属を抽出し有効利用することによって廃棄物量を減らし、循環型社会の形成に向けて取り組みます。

平成26年4月から指定ごみ袋(1枚当たり)の購入単価が半額になります

4月1日から下表(1枚当たりの金額)のとおり、指定ごみ袋を安く購入できるようになります。

	平成26年3月31日まで	平成26年4月1日以降
大(45ℓ)10kgまで	50円	25円
中(30ℓ)8kgまで	30円	15円
小(20ℓ)6kgまで	20円	10円



◆3月31日以前に購入された指定ごみ袋は、引き続き使うことができます。

今回の価格改定に伴う精算や交換はできません。3月末まで計画的に、調整しながらご購入ください。新単価の指定ごみ袋は3月31日午後3時から販売します。4月1日以降でないと使えません。

◆1枚当たりの購入単価が安くなると、ごみの排出量の増加につながる可能性があります。

燃やすごみを小野クリーンセンターへ運び処理することによって生じる負担金は、加西市からの搬出量によって決まります。これまでにも増して、ごみの分別・減量化・リサイクルの推進について、皆さまのご協力をお願いします。

【問合先】環境整備課 ☎8719 FAX6269 kankyo@city.kasai.lg.jp

狂犬病予防接種と犬の登録のお知らせ

■狂犬病予防接種のお知らせ

生後90日を経過した犬には、狂犬病予防注射を接種してください。お近くの動物病院で、次の期間中にお願いします。

接種期間：4月1日～6月30日

※飼い犬が病気等の理由で期間中に受けられない場合は、期間後も動物病院で接種できます。

持ち物：3月に市から送付する「お知らせハガキ」



■犬の登録のお知らせ

新たに犬を飼われた場合は、市へ登録してください。

また、飼い犬の死亡、飼い犬の譲受け、飼い主の引越し等の際は、登録内容を変更する必要がありますので、環境課までご連絡ください。

住宅用太陽光発電システム設置補助金の受付をしています

加西市は、環境共生社会の実現、環境への負荷の少ない循環型社会の実現の推進を図り、地球温暖化防止に寄与するため、新エネルギー導入を推進し、住宅用太陽光発電システムを設置し、または発電システムが設置された住宅を購入した方に対して、その資金の一部として補助金を交付します。

補助金額等詳しい内容は、インターネットで検索！
お電話でのお問い合わせも受付中です。



加西市 太陽光

検索

【問合先】環境課 ☎8716 FAX6269 kankyo@city.kasai.lg.jp

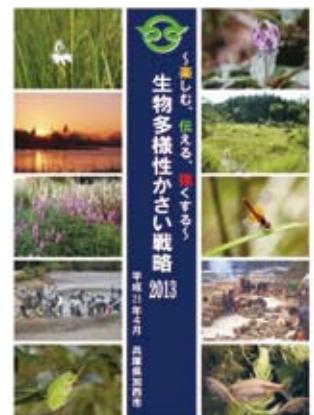
ふるさと加西の貴重な自然・生きものを大切に

加西市は、「生物多様性かさい戦略2013～楽しむ、伝える、強くする～」を策定し、加西の自然や生きもののつながりをより豊かなものにして未来の子どもたちに伝えるために、様々な取組みを進めています。

加西の自然や生きもの同士のつながりは、加西の人の生活文化と深い関わりがある里山、ため池、水田などからなる非常に特殊なもので、多くの生きものが育まれてきました。

しかし、近年、外来種による侵略、シカの食害、人の手が里山から離れたことにより、加西独自の豊かな自然が崩れています。

ふるさと加西の生活文化が長い時間をかけて育んできた貴重な自然や生きものを、みんなで守っていきましょう。



市ホームページで公表中の生物多様性かさい戦略2013

■平成25年度の取組みの一例



地域の手で保全活動が始まった県内最大級の湿地帯。県天然記念物候補の宝塚市丸山湿原以上との評価です。



夏に行った自然観察指導員講習会。市内外から多くの人が加西の自然を教材に自然の見かたを学習しました。

■加西市内の希少種

加西市は、過去の動植物調査のデータベースを保有しています。加西市内で過去に確認された希少種は約300種類です。あなたの地域の希少種データがあるかも知れません。ご興味のある方はお気軽にお問い合わせください。



サギソウ



オニバス



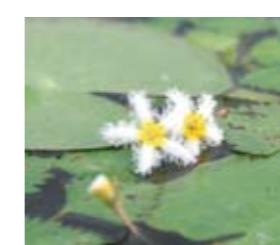
カスミサンショウウオ



カワバタモロコ



カキラン



ガガブタ



モリアオガエル



ノタヌキモ

【問合先】環境課 ☎8716 FAX6269 kankyo@city.kasai.lg.jp

美しい環境を守るために下水道につなぎましょう

加西市の下水道整備は平成21年度に完了し、市内全域（一部合併処理浄化槽区域を除く）で下水道に接続できるようになっています。現在の下水道への接続率（水洗化率）は約85%となっています。水洗化されていないご家庭は早期に下水道への接続をお願いします。

※合併処理浄化槽を設置のご家庭も下水道区域では、下水道への切替工事をお願いします。

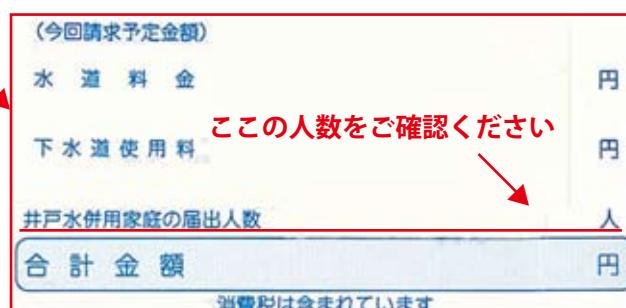
下水道の井戸水併用家庭の届出人数について



「水道水以外の水（井戸水）のみ使用家庭」または「水道水と井戸水等との併用家庭」では、使用人数に応じて排水量を認定しています。井戸水等を使用の家庭で、人数が変更になった場合は上下水道お客さまセンターへ届け出をお願いします。

また、実際の使用水量と排水量認定水量が異なると思われる方は、個人で井戸水用メーターを取り付けていただき、その水量を認定水量とすることができます。その場合は、検針のあった月の20日までに使用水量を報告していただきます。

※「併用家庭」の合計水量が「井戸水のみ使用家庭」の水量に満たない場合は、「井戸水のみ使用家庭」と同じ水量での認定となります。詳しくは市ホームページをご覧ください。



平成26年4月以降の「水道使用水量等のお知らせ」に「井戸水併用家庭の届け出人数」を表示しますので、届け出人数をご確認ください。

【問合先】 上下水道お客さまセンター ☎④8795 FAX④4545
業務管理課 ☎④8791 FAX④2558 gyomu@city.kasai.lg.jp

■消費税が変わります

平成26年4月1日に消費税率が5%から8%に改定されることに伴い、上下水道料金や水道の加入負担金も変更となります。4・5月の定例検針分の上下水道料金までは消費税率は5%になります。ただし、4月1日以降に開栓した場合は、4・5月の定例検針分の上下水道料金の消費税率は8%になります。

■上下水道お客さまセンターが市役所1階に移転します

平成26年2月10日から上下水道お客さまセンターが現在の市役所2階北側から1階の東側へ移転します。上下水道の手続きの受付場所が変更となりますのでご注意ください。

問合先／上下水道お客さまセンター ☎④8795 FAX④4545
業務管理課 ☎④8791 FAX④2558 gyomu@city.kasai.lg.jp